

特別養護老人ホームの入所評価基準

		評価項目			点数	
I	本人の状況	①要介護度	要介護5		30	
			要介護4		25	
			要介護3		20	
			要介護2		15	
			要介護1		10	
			その他		0	
		②認知症度	認知症行動がほぼ毎日		10	
			認知症行動が週1～2回程度		5	
		③知的障がい、精神障がい等	知的障がいB1以上または精神障がい2級以上		10	
上記以外			5			
II	介護サービス等の利用状況	①在宅	居宅サービス利用状況(注1)	利用単位数の割合	6割以上	15
					4割以上6割未満	10
					4割未満	5
		②施設(注2)	介護老人保健施設、介護医療院、1月を超えて病院又は診療所を利用している場合	包括単位数の割合	週5日以上	15
					週3日以上4日以下	10
					週2日以下	5
		介護老人福祉施設(地域密着型含む)、特定施設(地域密着型含む)、認知症高齢者グループホーム		7		
				5		
III	介護者等の状況	②上記以外	①単身世帯かつ介護者がいない		35	
			世帯の状況	単身者		7
				高齢者のみ		4
				上記以外		1
			主たる介護者の年齢	75歳以上		7
				65歳以上75歳未満		4
				65歳未満		1
			主たる介護者の障がいや疾病のため(注3)	介護困難		7
				介護多少困難		4
				介護可能		1
主たる介護者が複数介護、育児、就労			5			
他の家族、近隣者等の介護支援(注4)	介護支援なし		7			
	介護支援が随時あり		4			
	介護支援が常時あり		1			
IV	本人の居住地	①市内			5	
V	特記事項	①入所検討委員会の判断による加点(注5)			20	

※ 要介護1・2の申込者については、特例入所の要件に該当しなければ、点数が高い場合であっても、優先順位名簿に登載することはできない。

(注1) 居宅サービスの利用率については、居宅サービス(訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問入浴、訪問リハビリテーション)の要介護1～5の区分支給限度基準額の合計を5で除した数値で算出する。

(注2) 該当する施設等は、特別養護老人ホーム(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設(地域密着型含む)、認知症高齢者グループホーム、医療病床等とする。
軽費老人ホーム(特定除く)、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、有料老人ホーム(特定施設除く)の入所者は「①在宅」の場合を適用する。

(注3) 主たる介護者の障がいや疾病については、要支援以上の状態である場合も考慮する。

(注4) 「常時あり」は週4日程度以上、「随時あり」は週1～3日程度を目安とし、1日あたりの目安が2時間以上又は頻回以上とする。

(注5) 特記事項による加点は、1項目5点で、4項目を上限とする。

《特記事項による加点事例》

- ・家族等の介護拒否
- ・遠距離介護
- ・長期間に渡る介護
- ・地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な場合
- ・施設などに入所しており、退所を迫られている場合
- ・住環境が適していないため、十分な介護が困難な場合
- ・経済的理由により居宅サービスの利用率が点数に反映されない場合
- ・在宅での医療的処置が必要な場合
- ・点数化では評価できない認知症等がある場合
- ・施設においてあらかじめ定めた地域への配慮
- ・その他